（様式第１６号）

**森林計画マスター等複製申請書**

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　兵庫県農林水産部長　様

申込者　　申請者　住所〒

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 名称

氏名

　　　　　　 電話番号（　 　 ）　　－

　　　　　　　　　　　　電子メール

　次のとおり森林計画マスター等の複製を申請します。

記

１　使用目的

２　出力内容・形式

　　□森林簿　　　：□Textファイル・□csvファイル

　　□森林計画図　：□tiffファイル

□森林基本図　：□tiffファイル（tifwファイルを□含む・□含まない）

　　　　　　　　　　（tifwファイルは各図面の位置情報ファイルであり、GIS等で使用する場合に必要となります。）

　　□小班ポリゴン：shapeファイル

　　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

３　複製地域（例：○○町○○林班○小班～○小班）

４　複製項目（実測面積、材積等）

　　□森林簿　　：□全項目　・　□一部（　　　　　　　　　　　　　）

５　複製媒体

　　CD－R（複製する容量によってはDVD-R）

６　管理責任者職氏名

７　使用機器・使用ソフトウェア

８　その他

（様式第１７号）

**森林計画マスター等管理誓約書**

第　　　　　　　　　号

　　年　　月　　日

　　兵庫県農林水産部長　様

申込者　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 名称

氏名

　　　　　　 電話番号（　 　）　 －

　　　　　　　　　　　 電子メール

　 　　年　　月　　日付け第　　　　号で申請した森林計画マスター等の複製については、下記の次項を遵守します。

記

１　複製品については、承認された目的以外に使用しない。

２　複製品の内容を第３者に公表又は譲渡しない。

３　複製品を修正する場合は、修正部分の新旧対照表を兵庫県に提出する。

４　複製品に関して県の職員が検査を求めたときは、これを拒まない。

５　複製品の複製は行わない。

６　森林計画マスター等の複製品及び複製品から作成した情報を、通信ネットワーク等により不特定多数へ流布しない。

（森林簿の場合のみ）

７　上記の条件によるほか、複製品に含まれる個人情報等の取り扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第１　森林計画マスター等のデータは地域森林計画の内部資料として森林所有者等の協力を得ながら作成しているものである。

また、森林資源の把握と森林・林業の行政施策を展開する上で利用される基礎資料であり、森林所有者の財産管理等に用いられるものではない。

これらは、森林所有者の個人情報に関わる内容を含んでおり、目的外に使用することは、公的信用を失うことになりかねない危険性を含んでいる。

兵庫県(以下甲という。)からこの個人情報の複製承認を受けた者(以下乙という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第２　乙は、甲の指示がある場合を除き、森林計画マスター等のデータから知ることのできた個人情報及び行政情報(以下「個人情報等」という。)を利用目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第３　乙は、森林計画マスター等のデータから知ることのできた個人情報等について、個人情報等の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報等の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう務めなければならない。

(廃棄)

第４　乙は、森林計画マスター等のデータから知ることのできた個人情報等について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第５　乙は、森林計画マスター等のデータから知ることのできた個人情報等をみだりに第三者に知らせてはならない。

(複写又は複製の禁止)

第６　乙は、甲から引き渡された個人情報等が記録された森林計画マスター等のデータについて、甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第７　乙は、森林計画マスター等のデータの利用している者に対して、在職中及び退職後においても甲から複製承認又は複製作業の依頼を受けた業務に関して知ることのできた個人情報等をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報等の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第８　森林計画マスター等の複製作業の依頼を受けた者はこの複製作業を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された森林計画マスター等のデータは、この複製作業完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第９　甲は、乙が複製承認の目的で取り扱っている森林計画マスター等のデータの利用状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第10　乙は、この特記仕様書第１から第８に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。